

○所沢市議会委員会傍聴規程

令和 2 年11月30日議会規程第 1 号

改正

令和 5 年 6 月 3 日議会規程第 2 号

令和 7 年 5 月21日議会規程第 4 号

所沢市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、所沢市議会委員会条例（平成 3 年条例第18号。以下「条例」という。）第19条第 2 項の規定に基づき、所沢市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、委員長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第 1 委員会室、第 3 委員会室、第 4 委員会室及び第 6 委員会室 7 人
- (2) 第 2 委員会室及び第 5 委員会室 10 人
- (3) 全員協議会室 20 人

(傍聴証の交付)

第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会傍聴証交付申出書（様式第 1 号）により傍聴証（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議当日議会事務局所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴人の入場)

第 4 条 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）が傍聴席に入場しようとするときは、所定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴証の返還)

第 5 条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第 6 条 傍聴人は、指定された傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会の開催場所に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、委員会の開催場所に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話、パーソナルコンピューター、タブレット端末等その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他委員会の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、条例第20条第1項の規定による秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月3日議会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年5月21日議会規程第4号)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

様式第 1 号

委員会傍聴証交付申出書

(宛先)

氏 名

年 月 日開催の次の委員会を傍聴したいので、所沢市議会委員会規程第 3 条第 1 項の規定により傍聴証の交付を申し出ます。

【傍聴を希望する委員会】

- | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|
| ☐ 総務経済常任委員会 | ／ | ☐ 健康福祉常任委員会 |
| ☐ 市民文教常任委員会 | ／ | ☐ 建設環境常任委員会 |
| ☐ 予算常任委員会 | ／ | ☐ 議会運営委員会 |

傍聴を希望する委員会にレ点でチェックを入れてください。
※印のところは記入しないでください。

※NO. _____

(表)

傍聴証

委員会

No.

(裏)

注 意 事 項

- ・傍聴席に入場するときは、所定の入口で傍聴証を係員に提示してください。
- ・傍聴を終え退場するときは、傍聴証を返還してください。
- ・傍聴席では、委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、委員会の開催場所に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- ・傍聴席では、携帯電話、タブレット端末等その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- ・委員長の許可を得た場合を除き、傍聴席では、写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。
- ・所沢市議会委員会傍聴規程に違反し、委員長の命令に従わない場合は、退場していただくことがあります。